

改正	平成22年3月25日21世高福第859号	平成23年3月31日22世高福第865号
	平成24年3月30日23世高福第1014号	平成25年3月18日24世高福第875号
	平成28年3月30日27世高福第1070号	平成29年3月9日28世高福第837号
	平成29年6月19日29世高福第236号	平成30年3月28日29世高福第1044号
	平成31年3月7日30世高福第1112号	令和2年3月18日31世高福第1255号
	令和3年3月11日2世高福第1452号	令和3年9月1日3世高福第643号
	令和4年3月16日3世高福第1397号	

(目的)

第1条 この要綱は、介護員養成研修の受講を促すことで、区内における介護サービスに従事する人材を確保し、もって、区民の福祉の向上を図るため、世田谷区介護職員初任者研修課程受講料助成金（以下「助成金」という。）を交付し、その交付について、世田谷区補助金交付規則（昭和57年5月世田谷区規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付を受けることができる者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号に規定する介護員養成研修のうち介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程（以下「研修」という。）を修了し、研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であること。
  - (2) 研修修了後おおむね3箇月以内に、別表に掲げるサービスを行う区内事業所及び施設（以下「区内事業所等」という。）に訪問介護員（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項の政令で定める者をいう。）又はこれに準ずる者として就労を開始し、その後3箇月以上継続して就労していること（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣による就労を除く。）。ただし、これらの者のうち登録ヘルパー（短時間労働者であって、月、週又は日の所定労働時間が、一定期間ごとに作成される勤務表により、非定型的に特定される者をいう。）にあっては、従事時間が90時間を超えている場合に限る。
  - (3) 区、国、他の地方公共団体、公益団体等から同種の助成金等（次条第2項に規定する勤務先から受ける受講料の一部の補助を除く。）を受けていないこと。
- 2 前項第2号の就労は、同一の区内事業所等において継続することを要せず、期間を連続して複数の区内事業所等においてなされるものであっても差し支えないものとする。

(助成金の交付額)

第3条 助成金の交付額は、研修に係る受講料（テキスト代、実習に要した費用等を含む。以下同じ。）の額（当該額が80,000円を超える場合にあっては、80,000円）の9割に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

2 前項の受講料の額は、当該研修を受講した者が、その勤務先から当該研修に係る受講料の一部の補助を受けている場合にあっては、当該補助に係る額を控除した額とするものとする。

3 助成金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(助成金の交付申請)

第4条 区長は、助成金の交付を受けようとする者に、次に掲げる書類を添付した世田谷区介護職員初任者研修課程受講料助成金交付申請書兼請求書（第1号様式。以下「申請書兼請求書」という。）により助成金の交付の申請をさせなければならない。

- (1) 研修を修了した旨の証明書。ただし、研修を行った者が交付したものに限る。
- (2) 第2条第1項第2号に掲げる者に該当することを証明する書類。ただし、申請者が同号に掲げる要件を満たしていることを当該申請者の勤務先たる区内事業所等が申請書兼請求書において証明する場合にあっては、添付を要しない。

(3) 受講料に係る領収書。ただし、宛名が助成金の交付を受けようとする者であるものに限る。)

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの。

2 前項の申請の期間は、第2条第1項各号の全ての要件を満たした日の属する月の翌月の初日から起算して3箇月以内とする。ただし、区長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(交付の決定及び通知)

第5条 区長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付をすることに決定したときはその決定の内容及びこれに付けた条件を、助成金の交付をしないことに決定したときはその旨を世田谷区介護職員初任者研修課程受講料助成金助成可否決定通知書(第2号様式)により、速やかに当該申請をした者に通知しなければならない。

(助成金の支払い)

第6条 区長は、前条の規定による助成金の交付を決定したときは、速やかに当該決定に係る助成金を支払うものとする。

2 助成金の交付は、口座振替の方法により行うものとする。

(助成の決定の取消し)

第7条 区長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付の決定を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件、規則の規定に基づく命令又は法令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、助成対象者に世田谷区介護職員初任者研修課程受講料助成金交付決定取消通知書(第3号様式。以下「取消通知書」という。)によりその旨を速やかに通知しなければならない。

(助成金の返還)

第8条 区長は、前条の規定による取消をした場合において、既に助成金が交付されているときは、助成対象者に取消通知書により期限を定めて当該助成金の返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第9条 区長は、前条の規定により助成金の返還を命じたときは、助成対象者にその命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

2 区長は、助成金の返還を命じた場合において、助成対象者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第10条 前条第1項の規定により区長が違約加算金の納付を命じた場合において、助成対象者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第11条 第9条第2項の規定により区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(助成金の一時停止)

第12条 区長は、この要綱以外の要綱等に基づき交付された補助金の返還を命じられた者が、当該補助金、違約加算金又は延滞金の一部又は全部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき助成金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

## 附 則

この要綱は、平成21年6月22日から施行し、同年4月1日以後に研修を修了した者について適用する。

附 則（平成22年 3 月 25 日 21 世高福第 859 号）

この要綱は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月 31 日 22 世高福第 865 号）

1 この要綱は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱による改正後の世田谷区訪問介護員養成研修 2 級課程受講料助成要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成23年 4 月 1 日以後に新要綱第 2 条に規定する要件を満たした者について適用し、同年 3 月 31 日までにこの要綱による改正前の世田谷区訪問介護員養成研修 2 級課程受講料助成要綱第 2 条に規定する要件を満たした者（同年 4 月 30 日までに申請した者に限る。）については、なお従前の例による。

附 則（平成24年 3 月 30 日 23 世高福第 1014 号）

この要綱は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月 18 日 24 世高福第 875 号）

この要綱は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月 30 日 27 世高福第 1070 号）

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月 9 日 28 世高福第 837 号）

この要綱は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 6 月 19 日 29 世高福第 236 号）

この要綱は、平成29年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月 28 日 29 世高福第 1044 号）

この要綱は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月 7 日 30 世高福第 1112 号）

この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 18 日 31 世高福第 1255 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 11 日 2 世高福第 1452 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 1 日 3 世高福第 643 号）

この要綱は、令和 3 年 9 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日以後に研修を修了した者について適用する。

附 則（令和 4 年 3 月 16 日 3 世高福第 1397 号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。